

第10回 デジタルガバメントワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：令和2年6月5日（金）15:59～17:34

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

- (委員) 小林喜光（議長）、高橋進（議長代理）、高橋滋（座長）  
岩下直行（座長代理）、佐藤主光、南雲岳彦、大槻奈那、大橋弘  
菅原晶子、武井一浩、竹内純子
- (専門委員) 田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八弭洋一郎、落合孝文、村上文洋
- (政府) 北村大臣、大塚副大臣、藤原大臣政務官、田和内閣府審議官  
阪本行政改革推進本部事務局次長  
柏尾行政改革推進本部事務局参事官
- (事務局) 井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長  
林規制改革推進室次長、小見山参事官、吉岡参事官、大野参事官  
赤坂企画官、藤山企画官
- (ヒアリング出席者) 内閣府：藤原子ども・子育て本部審議官  
厚生労働省：林子ども家庭局保育課課長補佐  
内閣官房：尾原内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官  
内閣官房：浦上内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室企画官  
内閣府：笹野番号制度担当室参事官

4. 議題：

(開会)

1. 就労証明書について
2. 書面規制、押印、対面規制について（行政手続等関係）

(閉会)

○高橋（滋）座長 それでは、定刻となりましたので、第10回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

委員・専門委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回も、オンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただきまして御参加をお願いしたいと思います。

なお、会議中は、雑音が入らないように、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、

御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。また、御発言を賜ります際は、手を挙げるボタンを押していただきますと、順番に指名をさせていただきます。

本日は、御多用中ですが、北村大臣、大塚副大臣、藤原大臣政務官、小林議長、高橋議長代理、大槻委員、菅原委員、武井委員、竹内委員にも御出席をいただいております。加えて、成長戦略ワーキング・グループより、落合専門委員、村上専門委員にも御出席いただいております。皆様方、大変お忙しいところ、ありがとうございます。

大橋委員は遅れて御出席、川田専門委員は御欠席でございます。

また、後ほど行政内部の会計・人事における書面・押印削減の取組内容を御説明いただきたく、内閣官房行政改革推進本部事務局、阪本事務局次長及び柏尾参事官にも御同席いただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、大変お忙しいところ、北村大臣に御出席いただいております。一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○北村大臣 皆様、こんにちは。

規制改革を担当する内閣府特命担当大臣を仰せつかっております、衆議院議員の北村誠吾でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から貴重なお時間を頂いて御議論いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人と人との直接のやり取りを必要とする行政サービス、また、民間事業者同士の手続について、様々な課題があることは、既に御案内のとおりでございます。先日の報道でも、政府、自治体のデジタル対応の後進性が取り上げられ、書面手続の要求、申請者の給付金受給までの期間の長さなどが指摘されているところでございます。そうした課題の解決が速やかに進むよう、皆様とともに、私もしっかり取り組んで参らなければいけないと考えております。

先月の5月18日、規制改革推進会議のホームページに経済界からの御要望に対する各府省の回答を公表いたしました。その内容には、更なる取組の余地があると考えられ、事務局より見直しの具体的な基準をお示しして再検討を依頼したところであります。

本日は、その再検討結果とともに、とりわけ御要望が多かった、就労証明書について、また、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについて、それぞれ御審議をいただく予定です。

皆様方の御協力を得ながら、より効率的で信頼される行政機関にしていかなければならないと考えておりますので、お力添えをますますよろしくお願い申し上げます。

○高橋（滋）座長 大臣、どうも御丁寧に御挨拶をありがとうございました。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の1として、就労証明書について、内閣府子ども・子育て本部及び厚生労

働省子ども家庭局保育課からヒアリングを行いたいと思います。

就労証明書につきましては、昨年6月の規制改革実施計画にも盛り込まれているほか、経済4団体からの緊急要望においても、押印不要化、標準様式の普及、デジタル化を望む声が複数寄せられております。

子ども・子育て本部及び厚生労働省に対しましては、資料1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、恐れ入りますが、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤原審議官 よろしくお願ひいたします。

内閣府子ども・子育て本部審議官の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に「論点に対する回答」のメモを御提出申し上げておりますので、これに沿って御説明申し上げたいと思います。

まず、御指摘事項は4点あるかと思ひます。

まず、1点目でございます。押印不要化についての推進状況でございます。この就労証明書は、御承知のとおり、法令上押印を必要としているものではございません。したがひまして、各市区町村の御判断で押印を求めておられるというのが実態ではございます。押印不要化については、私どもとしても進めていきたいと考えておひまして、まずは、認定に係る事務を実際に行っている各市区町村の実態把握、具体的に押印を必要とする理由をどう考えているのかなども含みますけれども、こういった実態の把握をさせていただいた上でしっかり方向性を示していきたいと考えておひます。ただ、この実態把握でござひますけれども、御承知のとおり、現在、新型コロナの対応に各自治体が追われているという実態がござひまして、様々な各省庁からの照会への回答の事務負担が大きくなっているという自治体からの御要請もござひますので、実態把握の方法あるいは時期につきまして、十分そういった事務負担にも配慮しながら実施をしていきたいと考えておひます。

2点目の標準的な様式の活用状況でございます。これは、昨年末、私どもからデジタルガバメントワーキング・グループにおいてお示したところでござひますが、令和2年4月入所分以降、過半数を超える市区町村で標準的な様式が活用されている状況でござひます。就労証明書は、法令上様式が定められているものではありませんので、作成する事業者の方々の負担軽減の観点からも、各市区町村において標準的な様式をより一層活用いただけるように進めていきたいと考えておひまして、各市区町村の令和2年度の活用実態についてもしっかりと把握をし、各市区町村の理解を得て、様式の記載方法など、統一的な認識の下での活用がなされるように、丁寧に活用を後押ししていきたいと考えておひます。

次が、3点目の御指摘、デジタル化でござひます。デジタルで完結する仕組みについて、速やかに実現するようにとひことでござひます。保育の必要性認定の申請につきましてもデジタルで完結する仕組みを作っていくことは重要であると認識しておひます。現状、マイナポータル上、保育の必要性の認定についてオンライン申請を行うことができる仕組

みが講じられているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、出勤の回避が求められることへの対応といたしましても、各市町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用いただくことが最も速やかに対応できる方法でありますので、こういったオンライン申請の利用促進につきまして、今年5月19日に各市区町村に対して周知をしたところでございます。今後のスケジュールでございますけれども、自治体とも相談しながら、先ほど申し上げた実態調査を実施して、標準的な様式の活用促進に向けた精査を行い、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて検討をしっかりと進めていきたいと考えております。

4点目でございます。事業者から自治体に電子メール等で直接送付する仕組みについて検討すべきであるという御指摘、御提案を頂いております。これにつきましては、保護者からの申請書と、申請に当たって対象となっている子供の両親の勤めるそれぞれの事業者から子供の情報とひもづかない保護者の就労証明書のみが送付されてしまうことになりますと、自治体側での突合作業など事務作業が増えるとともに、誤った突合で認定誤りが起きてしまうといったおそれもございますので、ここは慎重な検討を要するものではないかと考えております。

いずれにしても、昨年の実施計画上、令和3年度には検討をしっかりと進める、デジタル化を進めるということで記載がございますので、私どもは、実態把握をしながら、間に合うようにしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

子ども・子育て本部からの説明は、以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等を頂戴したいと思います。手を挙げる機能を使いまして御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

まず、岩下代理、お願いいたします。次が、高橋議長代理ですね。お二方、お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○岩下座長代理 どうもありがとうございます。

京都大学の岩下でございます。

ただいまの内閣府さんの御説明を承りました。藤原さんには、以前、こちらの就労証明書について御説明していただいて以来、2回目のお話になるかと思いますが、どうもありがとうございます。

今回、こちらからの問題意識として出させていただいた資料の①に対する答えの①があるわけですが、①について、比較的、現時点でコロナウイルスの関係で人と人との接触を避けるために割と急ぐ案件であるという御指摘があつて、それについて実際に行政手続の名前を挙げて複数の経済団体から要望があつたということでは、これは大変象徴的な意味を持つ押印廃止に係る議論ではないかと私は考えております。

ただ、現在、まさに角印を押してもらおうかどうかということについては、角印は別に印鑑証明等を持つものではございませんので、その法人が確かに保証したものであることを何らかの意味で証明するものであるかどうかという話になると、これ自体は必ずしも効力がどうも明らかではないということについては、以前から随分議論になっておりましたね。その意味では、そこを見直すべきである、しかも喫緊に見直すべきであるというお話であるかと思えます。

ところが、それに対してのお答えが、現在、自治体さんがお忙しいのでなかなか調査ができないというお話だと思うのですが、現にそういう事実関係が明らかである以上、お忙しい自治体さんに改めて調査の御負担をおかけするまでもなく、これの押印については不要とすることをメッセージとして出していただくことはお願いできないのでしょうかというのが私からのコメントでございます。

それ以降で、例えば、マイナポータル等で電子化申請ができるようにするというお話については、そういう中長期的なあるいは十分な検討を要する事象については、今すぐどうできる話ではありません。現時点で、マイナポータルで仮に申請をする人が、全くいないと思いますけれども、仮にいたとしても、それについて会社側から押印に相当する行為をできないので、結局、それを打ち出して、もう一回角印を押して、もう一回紙で提出しなければいけないわけですから、それ自体はあまり電子化している意味がないわけですね。電子化している意味がないことを電子化のために進めているということで、お忙しい自治体さんにマイナポータルの利用について周知をされているという余裕があるのであれば、それ以上先のまさに必要とされることをなさっていただきたい。それが今のすべきことではないかということをお願いしたいと思えます。

私からは、以上でございます。

○高橋（滋）座長 それでは、高橋議長代理、お願いいたします。

○高橋（進）議長代理 今回の岩下委員のコメントとまさに同じようなことを私も申し上げたいのですが、具体的にお伺いしたいのは、御回答の①の中で「押印を必要とする理由等の精査を含む」とありますけれども、そもそも押印は不要であると国が言っている中で、自治体が具体的に必要となる理由とはどんなものが考えられるのか。現実には私は不要だということで決めつけていいのだと思うのですが、調査しなくてはいけないような理由とは、例えば、どんなものが考えられるのか、具体的に考えられるところをお伺いしたいと思います。

2点目が、最後の④で、いわゆるひもづけの問題がありましたけれども、これは本質的には技術的な問題なので、何らかの形でデジタル化のプロセスで解決できるのではないかと思います。ぜひともうまくひもづけができるように技術的なところの解決を急いでいただきたい。そうすれば、非常にスムーズになるのではないかと思います。ここはお願いでございます。

以上です。

○高橋（滋）座長 それでは、子子本部より御説明を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

○藤原審議官 御指摘をありがとうございます。

まず、押印不要化につきましては、添付している5月19日に出ささせていただきました事務連絡の中でも、私どもとしては、押印は不要としていただくことが望ましいのですよという方針をしっかりと明記いたしました。追加的に言えば、それに加えてマイナポータル上のオンライン申請の積極的な活用促進についてもはっきり明記しておりますので、内閣府の方針としては、はっきりしております。

一方で、この就労証明書の事務は自治事務でございますので、国が強制をするわけにもいかないという面もございます。我々の方針をしっかりと伝えつつも、自治体によく理解いただいて、押印不要化がどうやって進んでいくのか、実際にどうやって進めていくのかということを一層明らかにしていく必要があるのではないかと考えております。

そういった意味では、かつて標準的な様式を作る過程で、市長会や町村会などと様々議論いたしましたときに、押印不要化については非常に慎重な意見が多かったことも事実でございます。その過程では、特に待機児童が多い自治体におかれては、この就労証明書に記載の内容は保育園に入る優先点数をつけていく参考資料になるものですので、自治体にしてみますといかに真正性が確保されたものであるかということや、すごく気にされるといふことも事実かと思っておりますので、実態を把握する際に、もし押印を不要化するときにその真正性を確保するためにどんな手だてがほかにあり得るのかということも知恵を頂きたいと思っております。

回答のところには書いておりませんが、実態把握を自治体に対して行うことに加えまして、私どもは若干不勉強なところがあるのでIT室などにも知見を頂きたいと思っておりますが、企業のサイドで押印不要化をするときに、電子的な署名や決済の仕組みを取り入れられている企業さんは恐らく多々出てきていると思っておりますので、そういった技術と相まってうまく進めることができるのかどうかということも、急ぎ勉強していきたく思っているところでございます。

いずれにしても、先生がおっしゃったとおり、コロナの対応で自治体の職員が忙しいということは本当に事実ではあるものの、この押印不要化の要請はコロナの関係でテレワークを推進する過程で従業員の皆さんの安全を確保するためにまさに必要なのだということもよく認識しておりますので、実態調査をずるずると先延ばしにするという意味ではなく、できるだけ効率的に、自治体の負担を少なくしつつ、我々が知りたい情報をしっかりと頂けるような調査の仕方を急ぎ考えていきたいと、今、内部で議論しているところでございます。

そういう意味では、高橋先生からの御質問も、今申し上げたことと重なるのですけれども、何で押印がないと不安なのか、その代わりに代替的な就労証明書がこれなら大丈夫と思ってもらえるようなものにするためにどういうことをしたらいいのかということも精査

していきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、押印不要化に向けて進めるという方針はしっかりと我々も引き続き示していきたいと思っております。

④のひもづけの技術につきましては、もしよろしければ、IT室の出席者の方からそういう可能性について御説明できることがあれば御案内いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高橋（滋）座長 すみません。ひもづけの話は後にしましょう。まず、1番目の話についてきちんと詰めていきたいと思っております。

副大臣、1番目の問題について御指摘ということであれば、よろしく申し上げます。

○大塚副大臣 これは残念なことなのですが、私と藤原政務官は子本部担当にもなっているわけでありまして、ほかの役所のことを詰めるのに一生懸命で足元が詰め切れていなかったのは申し訳ないなと思っておりますけれども、一回、説明に来てください。何が駄目なのか。私もこれが必要だと思えないので、どういうふうにやらせればいいのか、実態を本音ベースで教えていただきたいと思うので、一度副大臣室に本件で説明に来ていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

落合専門委員、手が挙がっております。

○落合専門委員 先ほど、成立の真正についてお話しいただいたと思っております。この点は、例えば、実際に訴訟になったときにどうかとか、こういう観点もあるかと思っております。そういう意味でいいますと、成長戦略ワーキング・グループでも法務省などと議論しているところではありますが、例えば、実印なのか、もしくは、管理して登録している印鑑なのかということが大事だと思います。例えば、銀行印とか、そういう管理されているものがあると思っておりますけれども、銀行であれば、振込依頼書に押してもらった印鑑が自分のところで届け出てもらっているものかどうかというのは照合されていると思っております。こういった管理された印鑑については、民事訴訟法上の成立の真正に関する推定も働くことになるので、意味がある押印をされていることになると思っております。

他方で、今回自治体がされている押印は、例えば、印鑑証明書と照合されていたり、もしくは、同じ部局内のほかの文書と照合して印影に相違がないということまで確かめられて事務は行われているのでしょうか。この点をやっているかやっていないかで押印の意味が全く違うと認識していますので、この点を教えていただければと思っております。

○高橋（滋）座長 御質問がありました。

子本部、いかがでしょうか。

○藤原審議官 恐らく自治体によりけりではあると思っておりますけれども、先生が今おっしゃったようなところもあって、精査をしていない自治体が多く存在するだろうと思っております。そこも含めて実態を把握していきたいと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

恐らくそういうことではないかとは思いましたが、やるのであれば実印の照合まで必要だということだとは思いますが、他方で、国が押印は必須だと言っていないものにそこまでの事務をやってもらうことを想定しているのかというと、そうではないように思いますので、そうであれば、成立の真正性の観点ではほとんど意味があるような押印の取扱いはされていないのではないかと。訴訟だったり、裁判所に行ったときにどうかという意味でいえば、少なくともそういうふうに考えられますので、その意味では、真正性の担保にほとんど役に立っていない可能性があるという前提も含めて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○高橋（滋）座長 よろしいでしょうか。

実態把握とおっしゃいました。けれども、今までのお話だと、自治体に聞いてみたら、不安があるということなのですね。だから、国としては、偽造がより簡単になるのではないかと自治体の不安を取り除けばいいわけで、今さら実態把握をしなければ物事が進まないというのは理解できないと私は思います。意見を聴くということであれば、不安がある自治体があるわけですから、そこ丁寧な話をすればいいわけです。

そのときに、偽造がしやすいというのは、はっきり言って、紙を出してしまえば、これは文書偽造になりますから、印鑑を押していようと押していまいと一緒にですね。そういう意味で、何でそこで押印が必要なのか。これは社会慣習に行政がとらわれているだけだと思います。

そういう意味で、実態把握が必要だという意味が私はよく分からない。押印が不要のだとはっきり言っていただければ、それで話は済むのではないのでしょうか。したがって、望ましいという通知を出したと言われましたけれども、不要だという通知を出さないこれは進まないと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○藤原審議官 先生方の御指摘をよく踏まえた上で精査をしたいと思っておりますけれども、法令上は押印を義務化していないのが現状でございますので、結局、自治事務であるこの業務について、実際に押印不要化を推し進めていくために何ができるかといったときに、自治体の皆さんの心配を取り除くようなことも必要だろうと思います。押印は不要がいいのですよということだけを言っても、それがなかなか自治体で実施されないだろうと思うものですから、具体的に、何が浸透されていって、どういうことができれば不安が解消できるのかということも、一緒に解決策を見いだしていきたいと思っていて、その中での実態調査ということをお願いしているところでございます。

○高橋（滋）座長 具体的に申し上げました。望ましいという通知は不十分だと申し上げているのです。このコロナの事態で、要するに、社印を押さなければいけないような事務を事業担当者に義務づけているという実態は回避すべきであるということ、はっきり子本部から言う。これは技術的な助言の範疇だと思います。それで、要するに、自治体において不安があるというのであれば、公文書偽造、要するに、偽造罪の適用があるのだと



いうことを明確に自治体に申し上げる。さらに言うと、さらに何かあるのであれば、例えば、メール添付で、企業から就労証明書のPDFが送られてきたときのメールのアドレスを貼り付けて送るとか、いろいろと方策はあるわけです。それは頭の使いようだと思います。ですから、そういうことを明確にこの緊急事態の中で短期間に出してくださいとお願いしているのです。

そこはいかがでしょうか。

○藤原審議官 まず、この就労証明書の様式自体は、法令上何ら定まったものではなく、自治体が定めるものでございます。したがって、自治体において押印不要化を実施するために様式を国が決めるという仕組みにはそもそもなっていない。何よりもこれは自治事務でございますので。そういった中で市町村において押印不要化でオンライン申請をしっかりと進めていくことをどうやって後押ししていくかということのを強力に進めていくという観点から、今、アイデアを出しながら内部で考えているところでございます。

○高橋（滋）座長 私は、北村大臣の下で地方分権を推進してきた者でもあります。この事態で、要するに、望ましいという通知を出して、これが分権に反するとはとても思えません。だから、丁寧に国で通知を出して、心理的な不安がある自治体と話をすればいいのではないのでしょうか。そういう作業をしてくださいとお願いしているのです。

○藤原審議官 ただ、この様式自体、我々が決めることができないということを御理解いただきたいと思います。実態上、そういった押印不要化を・・・。

○高橋（滋）座長 すみません。技術的な助言を出してくれと言っているのです。何も様式を法令で決めると言っていないのです。技術的な助言を出してくれと言っているのです。

○藤原審議官 高橋先生がおっしゃっているのは、5月19日に出している私どもの事務連絡の押印を不要としていただくことが望ましいという文言を、押印は不要であるという方針を示すべきという・・・。

○高橋（滋）座長 この事態の中では、不要かつ望ましいと、コロナを避けるためには望ましいと、明確に技術的な助言で書けばいいのではないのでしょうか。

○藤原審議官 承知しました。技術的な助言としての現行の事務連絡の5月19日の記載ぶりについて、大塚副大臣と藤原政務官にも御相談した上で検討させていただきます。

○高橋（滋）座長 その上で、自治体に不安があるときに、どうやったら取り除けるかということをしてIT本部とも相談しながら早急に作業してください。

○藤原審議官 承知しました。

○高橋（滋）座長 1番目については、このぐらいにさせていただきたいと思います。2番目以降につきましてお話を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。具体的に言いますと、標準様式の話はいかがでしょうか。標準様式については、実態調査は、今年度、4月については実施していないということですか。去年以降、内閣府子本部さん、標準様式が進んだかどうかというのはまだ調査されていないと。

○藤原審議官 すみません。12月以降は、再調査はできておりません。

○高橋（滋）座長 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、デジタル化に話を進めていきたいと思いますが、先ほど高橋議長代理がおっしゃった話なのですが、ここはIT本部も含めて、いかがでしょうか。何か御発言があればIT本部も御発言を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。IT本部、いらっしやっていますよね。

○浦上企画官 IT室の企画官をやっています、浦上と申します。

②の議論でよろしいでしょうか。

○高橋（滋）座長 いや、4番目も。

○浦上企画官 4番目も含めてですね。

先ほど審議官からもあったように、ひもづけ問題を技術的にどうカバーするのかというところは非常に大事な論点でございます。技術的な可能性でいえば、マイナンバーでやるか、公的個人認証の電子証明書のシリアル番号でやるか、別の番号を作るか、いろいろ考えられます。どの手法がふさわしいのかはよく詰めないといけない問題ですので、子子本部と一緒に考えていきたいと思っております。

○高橋（滋）座長 この問題について、いかがでしょうか。ITの専門家の方もたくさんいらっしやいますが、何か御助言等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、八剣専門委員、岩下代理、お願いしたいと思えます。

○八剣専門委員 最初に、簡単なことなので、後で結構なのですが、②のところでも1つだけ簡単な質問です。過半数を超える市区町村において標準的な様式が活用されているというサマリーがあったのですが、できれば人口を加味した上で国民の何%ぐらいの市区町村において標準的な様式が活用されているか、都会において活用されていることが極めて重要だと思うので、後で結構ですので、その辺をお答えいただければと思います。

次にひもづけについてですが、一般的には、世の中はID・パスワードでログインするとその人であることが同時に保証されているという格好になりますので、そのID・パスワードから導かれる子供の情報は、一般的にはシステム上で他のデータにもひもづいていることが普通のシステムの設計としての常識だろうと思うのですが、ここで言われているのは、ログインしてもそれらのデータと連携できない、全く独立したシステムというか、独立して就労証明書だけが取り扱われることを前提としているのでこういう書きぶりになっているのだと思うのです。そもそも、ID・パスワード系でログインしてのことであれば、このひもづけが難しいと言っていることがいまいち私にはびんとこないというコメントです。そんなことが起こり得る事態が想像できない。

○高橋（滋）座長 これは単純な話だと思いますので、子子本部か、IT室、どちらからでも。それでは、子子本部から御説明ください。

○藤原審議官 自治体においては、企業側から出てくるものと保護者側から出てくるもので企業と保護者がつながっていないので、そこが難しいということだと思いますので、そういったひもづけを検討していくと。だから、企業と保護者が同じIDでログインすることがないということですかね。

○高橋（滋）座長 多分それはそうだと思いますね。そうなのですけれども、例えば、書類で子供に番号を振ってしまえばいいのではないのでしょうか。子供さんに番号を振ってしまえばいいのですよね。そしたら、この子供さんの就労証明書だと、保護者のこの子供さんに関する申請書だと分かるのではないのでしょうか。それで何でひもづけができないのですか。ごく単純な素人からの質問なのですが、教えてください。

添付書類に、就労証明書も来るし、申請書も来るわけですね。そのときに子供さんの番号を振っていれば、両方で番号を突合できるわけですよ。素人考えですが、間違っていますか。

○藤原審議官 企業がその保護者の番号を聞き取って、その番号を書いて出すということですよ。

○高橋（滋）座長 そういう話だと思いますけれどもね。

○藤原審議官 そういうことを企業の方に負担をおかけするというか、企業のほうに。

○高橋（滋）座長 申請したいと保護者が言われている。そこで子供が保育所に入りますという話なのでしょう。企業だって、保育所に入るという趣旨を聞かないと就労証明書を出さないのではないですか。

○藤原審議官 よく勉強させていただいて、IT室とも。

○高橋（滋）座長 私はITのど素人ですよ。悪いけれども、ITの素人が考えられることが何で考えられないのですか。私の疑問は外れているかもしれません。でも、ひもづけなんていろいろ考えられるではないですか。何でひもづけという話について何年もかかるのですか。こんなに時間がかかることについては、私は全然理解できません。はっきり言って、要はやる気がないとしか私には思えません。

藤原審議官、どうぞ。

○藤原審議官 この仕組みについては、早急に検討させていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 岩下代理、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○岩下座長代理 かしこまりました。

ひもづけをどうするかという問題は、もともと、例えば、日本の自治体が、住民全ての氏名とか、その住民がどこに勤務しているとか、その子供が誰であるとかということの統一的なデータベースを持っているわけではありません。それぞれがばらばらに、例えば、誰さんのお子さんは何という方で、年齢は何歳で、こういう学校に通いますということ把握されている部署もあれば、この方はどこの企業の何という事業所に勤務されているということ把握されている部署もあります。ただ、残念ながらそれらのものを統一的に管理されていないので、そこをひもづけることが難しい、自治体の把握の事務は混乱するか

もしれないということはよく分かります。

分かりますが、一方で、現在、就労証明書を発行する、その発行された就労証明書を受け取ってその人がその事業所に勤務していることを確認し、その確認したことに基づいて保育所への入所とか何かということ判断するという事務をやっている方々がいっぱいいるわけですね。そこは、別に統一的なコードや同じデータベースを持っているわけではなくて、それぞれ、各企業が発行した就労証明書、両親が書いた入所に関する申請等を束ねたものが提出されるわけですね。ですから、そこで束ねてあることによってひもがついているわけではないですか。そこを別々に、例えば、電子メールで送られてきたらひもづけが大変ですねというのが④で書かれていることだと思います。それは、データベースがない以上、ひもづけは大変だと思います。

ただ、その場合でも、当然知恵の絞りようがあります。先ほどIT室の浦上さんがマイナンバーを使うか公的個人認証を使うかとおっしゃったわけですが、どちらも大変重い仕組みです。マイナンバーを使うに当たっては番号法上のそれを記入する必要がありますし、公的個人認証を使うに当たってはそのためのシステムを開発する必要がありますから、どちらもすぐにできることではありません。

現実的な一つの方法は、もし突合がしにくいということであれば、同じ事業所あるいは同じ企業に勤務している人が、例えば、企業城下町でたくさんそこに勤務している人がいる場合はその企業の名前だけでは分からないかもしれませんが、その中の勤務している企業と勤務している人の名前、その勤務している人の名前とその人の子供のデータベースがうまくつながらないということであれば、一番簡単なのは法人番号を使うのですね。現時点で、就労証明書の書式を見ているけれども、法人番号の記入が必要とされていないようですね。法人番号は、御存じのとおり、番号法上、自由に使うことができる。個人番号、マイナンバーほど制約の厳しいデータではありませんので、例えば、それを記入したとしても特定個人情報に当たらないという意味で、非常に使いやすいものです。しかもその企業がある程度番号づけをされていれば、その企業に勤務する人が希望している入所で、その入所に対応する企業のこの人は確かにここに勤めているという証明書は当然リンクさせることが相対的にできます。結局、最後は人手になりますが、現時点でも人手でやっているの、その部分は自治体の方の事務がより重くなることはないと思います。

その意味では、もし仮に④の電子メールで両方から送られてくることが問題であるとおっしゃるのであれば、それをひもづけるために何がしかのデータが必要で、そのためには、例えば、就労証明書と保育園の入所希望の申請書に勤務している先の法人番号を書いてもらえば、少なくともそれで相当すれば相当部分のひもづけは容易になるはずであると。同じ法人に勤めていて同姓同名であるという人はめったにいないと思われれます。その辺はもちろん個別に対応が必要かもしれません。

いずれにせよ、現時点で何らかの重い仕組みを作ることを想定されているような気がするのですが、就労証明書などは人生で何回も発行するわけではないではないですか。

毎月就労証明書を希望している人はいませんよね。そうすると、そういう人がいきなりワンショットでやろうというときに重い仕組みを使うことは難しいので、それよりもより簡便な方法で、かつ、ひもづけをやりやすくするという意味では、例えば、既に広く使われているところの法人番号、もちろん法人の名称とか住所とかで標準化することもできますけれども、日本の場合、なかなかその表現が必ずしも正規化されていないのでひもづけが難しくなっていることが事実だと思いますので、番号でやったほうがよければ、法人番号を使うということは一つであると思います。

いずれにせよ、自治体側の事務がひもづけのために物すごく苦勞するということは多分ないと思うので、④のひもづけをするのが難しいからそれをやるべきではないということについては、あまり強調されないほうが良いと私は思います。

すみません。長くなりました。以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。御専門からの素晴らしいご発言と思います。良いアドバイスを頂きました。

子子本部、いかがでしょうか。

○藤原審議官 自治体にとってもひもづけがより簡単にできるやり方を、今、アドバイスを頂きましたので、IT室とも連携しながら、早急に検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○高橋（滋）座長 既に時間が参っております。あとお二方の手が挙がっておりますので、ごく手短かに、村上専門委員、菅原委員、よろしく願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

今、岩下さんがおっしゃったことの補足になりますけれども、事業所と本人からそれぞれ書類を送る際の突合が問題であれば、法人番号と、大きい企業であれば社員番号を入所の申請書に書かせれば良いと思います。

逆に、さっき高橋さんがおっしゃったように、申請書に申請番号を入れておいて、その申請番号を就労証明書に書かせるなど、方法はいろいろあると思います。

ただ、一番簡単なのは、就労証明書の押印をなくして、ほかの電子署名も全部なくしてしまえば、会社の就労証明書をメールでもらって、申請者本人がそれを添付して出すこともできますので、とにかく利用者が最も便利な方法を考えるというスタンスで検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高橋（滋）座長 菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

私も、村上委員の意見とほぼ同じです。今の状況でも、事業者には法人番号があり、従業員と扶養家族のマイナンバーを取得しているため、そこで親子のひもづけもでき工夫すれば十分対応できると思います。

○高橋（滋）座長 既に時間がオーバーしております。大変申し訳ございません。

今、適切なアドバイスをこんなに短時間の会議の中でも頂きました。これを踏まえて早急に御検討いただければありがたいと思います。

子ども・子育て本部及び厚生労働省においては、多くの事業者から切実な要望が寄せられていることを御理解いただきまして、本日の議論を踏まえまして、デジタルで完結する仕組みの構築について速やかにめどを明らかにする。工程表というか、めどを明らかにしていただいて、作業をしていただければありがたいと思います。その上で、様式の標準化や押印不要化にしっかり取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

ワーキングとしても、必要に応じてさらにチェックさせていただきますし、事務局もしっかりフォローしていただければありがたいと思います。

かなり厳しめのことを言って、大変に申し訳ございませんでした。お互いよりよい方向にという趣旨であることをご理解下さい。本当にお忙しい中、子ども・子育て本部及び厚生労働省の皆様、ありがとうございました。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

○藤原審議官 どうもありがとうございました。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

（子ども・子育て本部、厚生労働省 退出）

○高橋（滋）座長 続きまして、議事の2、書面規制、押印、対面規制に移りたいと思います。

先ほども触れましたが、先般、経済4団体から、新型コロナウイルスの感染防止の観点からテレワークを推進するための緊急要望を頂いており、それらの要望への対応の可否について、各府省の回答を取りまとめ、5月18日に規制改革推進会議のホームページに公表いたしました。

回答には、さらなる取組の余地があると考えられたため、5月22日付で、規制改革推進会議の小林議長の名前におきまして、各府省に対しまして具体的な基準を示した上で再検討を依頼しております。なお、具体的な基準の作成に当たりましては、多くの委員・専門委員の皆様から建設的な御意見を頂きました。

本日は、事務局より、主な各府省の再回答について御報告いただき、それを踏まえて意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局より15分程度で説明をお願いいたします。

○大野参事官 お手元の資料2-1を御覧ください。

22日付の各府省に対する依頼につきましては、29日締切りで回答いただいております。本日、各府省の回答につきましては、内閣府のホームページで公表してございます。

本日は、各府省から提出された再回答のうち、規制改革推進室におきまして分かりやすく整理した形のものについて、御説明させていただきたいと思っております。

ただ、内容につきましては、昨日、御送付させていただきましたので、簡単に御説明するにとどめたいと考えております。

まず、全体といたしましては、感想的なところでございますけれども、22日付の基準、

具体的な基準をお示ししたということで、一定程度進展があったのではないかと考えております。さらに、昨日は副大臣会議で副大臣からも各府省に対して要請いただきました。こういうこともありまして、一定程度の進展があったものと考えております。

こちらの内容につきましては、全府省横断的な項目と各府省個別項目に分けて御説明させていただきますと思います。

まず、「1. 全府省横断的な項目」でございます。

会計関係が最初に来ております。会計関係におきまして、領収書や見積書に押印が必要だということがかなり切実な要望としてあったところでございます。各府省の回答の中では、一定程度進展を示すもの、次の2ページ目でございますけれども、政府全体としての方針が必要といったことを指摘する府省もございます。

この資料から離れますが、資料2-3を見ていただければ、こちらは一府省としての内閣府の取組でございますけれども、2. に書いてございますけれども、請書、見積書、請求書等につきまして、押印そのものを省略することができます、ただ、その場合については、責任者、担当者の氏名、連絡先を必ず明記してくださいといった形での取組を既に実施している府省もございます。

こういったことで、凸凹があるところではございますが、会計についても進んできております。こちらにつきましては、既に全体としての取組という形もあろうかと思っておりますので、後ほど行政改革事務局から御説明があるかと思っておりますが、優良事例の横展開という形について進展させていくことを想定しているところでございます。

「(2) 電子署名・電子認証サービス等の利用拡大」の辺りにつきましては、なかなか緊急対応は難しいということがあります、取組を進めていくということがございます。備考に書いてございますけれども、今回、具体的な手続名を挙げた要望について回答を求めているところでございますが、それ以外のものについて触れられておりません。ただ、その中でも公的証明書の有効期限や収入印紙の添付等については、制度的対応が必要な課題として残っておろうかと考えております。

続きまして、各府省の主な具体的な項目が3ページ以降にございます。細かいことについては割愛させていただきますけれども、例えば、eメールでの提出を認めるとか、そういった形の取組は幅広く行われております。

4ページ、(4) 警察庁の関係は、チェックが厳しいということもあるのかもしれませんが、こちらについてもオンライン化を可能とする方策について検討を開始したといった取組が行われているところでございます。

(5) 金融庁などは、かなり前向きな回答が行われております。

5ページ目でございますけれども、(6) 総務省、消防法における書面・押印等の見直しの辺りにつきましてもいろいろなところから要望がございましたけれども、かなり前向きな対応、自治体に対する要請をするということが書かれているところでございます。

6ページ目を見ていただきますと、法務省の関係でございます。②の会社登記、給与差

押えの陳述書、この辺りは緊急要望で容易に対応できるものではないのかもしれないと思いますが、×になってございます。こういったことについては、もうちょっと時間をかけて検討することではないかと思っております。

下の(9)の関係、①所得税は、源泉徴収の関係の押印等についてもいろいろございますけれども、取組が行われているところでございます。

若干問題があるかもしれないと思っているのが、9ページ目、(11)厚労省関係でございます。厚労省につきましては、今、コロナ対策で前面に立っておりまして、かなり現場が疲弊しているということもある中で、頑張っているけれども、なかなか対応も追いついていない部分があるということではないかと思っております。雇用調整助成金の関係も緊急対応としてはいろいろやられています。10ページ目の⑤は、労働基準法に基づく就業規則、36協定の届出の辺りについては、オンラインシステムはあるわけでございますが、なかなかオンライン利用率からは現実には使われていないという状況の中で、これを周知するという取組にとどまっていますので、対応としては×とさせていただいております。11ページの⑧、飲食店の営業許可や業態転換申請等については、それぞれ法令所管省庁として責任を果たしていただくということについて、もうちょっと考えていただく必要があるのではないかと思っております。こういったことを除けば、おおむね○がついているところも多くなっております。

(13)経済産業省につきましては、緊急対応としては非常に積極的な取組をしていただいております。例えば、13ページの電気事業法関係の保安規制関係では、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を申請するといった取組について非常に迅速に対応していただいていると考えております。

14ページになりますと、国土交通省もいろいろ取り組んでいただいているところでございまして、各種課長通知を提出するなど、1次回答と比べますとかなり前向きな対応をしていただいているところでございます。

各府省の個別につきましては、ざっと御説明させていただきましたが、全体として見ていきますと、○あるいは△も含めまして、かなりの部分が前向きな対応になっているのではないかと考えている次第でございます。

最後、17ページ、「3. 今後の制度的対応の必要性」に記載してございますけれども、今般の各省からの対応については、一部法律改正等が必要で緊急対応が難しいものもあるほか、今後、検討を進めるという対応もございますので、民間の商慣行等の手続の見直しとも連携しつつ、制度的対応を推進していくことが必要ではないかと考えております。

資料2-2に「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直し 今後の取組について(案)」を書かせていただいております。

緊急対応として、アの経済4団体から具体的要望があったものが本日御紹介いただいたものでございまして、こちらについては、速やかな実施等が必要ではなからうかと。一部不十分なものがございますということであれば、個別で事務局あるいはワーキングに呼ん



でヒアリングということもあるのではないかと考える次第です。緊急要望の中でも、具体的なもの以外もございますので、こちらについても取組が必要ではないか。

下の○で制度的対応でございますが、今後はこういったことについても取組を進めることが必要ではないかということを書かせていただいているところでございます。

続きまして、行政の取組の中で、行政内部の会計・人事における書面・押印削減の取組内容につきまして、内閣官房行政改革推進本部事務局、阪本次長に御説明いただきます。

○阪本行政改革推進本部事務局次長 行革事務局の阪本でございます。

本日は、御説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。

お手元の資料2-4に沿って御説明をさせていただきます。

当局におきましては、5月22日に規制改革推進会議から各府省に再検討依頼が出されましたが、それと併せまして、行政機関の人事、福利厚生あるいは会計といった内部手続につきましても見直しを行うように各府省に依頼を行ったところでございます。まさに接触機会の削減という目的を達成するための手段としては早急な見直しが必要だということで、まず、各府省の独自の判断で速やかに見直すことが可能と考えられる、法令などに根拠を持っていない押印・書面について、優先的に取り組むように要請したところでございます。また、各府省の裁量では見直しが困難な制度的な課題につきまして情報提供いただきまして、こちらは我々で制度官庁などと相談していこうということで対応していこうと考えているところでございます。

資料2-4、2つ目の○でございます。こちらが先ほどの○の1つ目に併せて各省から出てきたものでございます。各府省の回答はまだ精査中ではございますが、法令等に根拠なく慣例で押印・書面を求めている手続は200以上の件数で上がってきておりまして、そういったものについて、今、対応を各府省で検討していただいていると。今回の要請によりまして、各府省は代替措置などを工夫して見直しを行っていただきまして、大半の手続は何らかの形で見直しが可能になるのではないかと考えております。そこにも幾つか例が出ておりますが、職員のフレックスタイムの申告あるいは割振簿への押印をなくす。配偶者同行休業請求書などについて、内部通知を改正して押印を不要にするとか、年次休暇、介護休暇などの休暇簿への押印を廃止するとか、あるいは、在宅勤務、時差出勤などが求められると、申請数が増えると考えられるものにつきまして、まさに出勤を要しないように多くの見直しが行われていると承知しております。先ほど規制室から御紹介がありましたが、内閣府では、請書、見積書、請求書などの押印の省略を認めるなど、思い切った対応をやっておると承知しております。よく言われておりますが、審議会の有識者の関係でも、有識者の先生方の指名に係る承諾書を廃止するとか、あるいは、委員の債主登録依頼票の押印の省略を検討するとか、あるいは、会議などで飲料水が出ますが、その注文書への押印を省略するとか、そういった取組も行われております。また、書面・押印の話だけでなく、対面につきましても、これまで実開催で行っていた会議を書面開催したり、あるいは、テレワークで監督者などが不在の場合でも、ほかの職員の補助を受けまして、写真・

映像によって遠隔で監督や検査などを行うということの転換も工夫されていると承知しております。また、組織内部の物品の貸出しや細かい申請などにも押印や書面を要するものが結構多く残っておりまして、そういったものにつきましてもイントラ、メールの活用への転換などが図られております。現在、こうした見直しの取組事例を整理しておりまして、制度官庁の協力も得まして、見直しをまだ行っていない省を含めまして、政府全体にこれが広がるように、先行事例として各府省に示していこうと。そういうふうにするによりまして、まだやっていないところも、まさに先ほども議論にございましたが、不安を解消して、要するに、ほかでもやっているのだからと不安を解消しながら、有効に進めていけるのではないかと考えております。そういった形で再度検討を要請することを考えております。矢印のところです。こういった先進事例につきましては、人事課長の会議あるいは会計課長の会議が政府の中の会議でございますので、そういったところで事例を提供して、そこでしっかりと徹底を図っていくということも考えておるところでございます。

最後でございますが、今後の取組課題でございます。まさに制度的な対応が必要なものを含めて、各府省の判断で見直しが困難なものが幾つか出てきました。これは、本当に制度官庁の制度的なものだけではなくて、司法など行政以外の当事者との調整が必要とか、あるいは、行政外部の主体から要請されているものなどもございまして、いろいろな類型があるのでそれぞれのパターンごとに対応しなければいけないと考えておりまして、今、整理をしておりますが、いずれにしても、まさに官民を通じた業務プロセスの全体を見渡しまして、一方の当事者に負担を寄せる、つまり、確認する義務とかが一方当事者に急に増えてしまうといったことになってしまわないように、業務見直し全体の中で検討していかなければいけないという課題もあるだろうということで、そういうことを進めていきたいと思っております。制度官庁にもかなり協力的に対応していただきまして、例えば、財務省主計局さんでは、6月1日に各共済組合に対して検討依頼を投げるという対応をやっていただいております。また、これらの中には、既に制度が見直されているにもかかわらず現場の実務ではなぜか従前の取扱いが続いているというものもございまして、そういったものにつきましては、速やかな見直しが可能でございますので、制度官庁から改めて各府省に制度趣旨の周知徹底を図るようお願いするというところで考えております。具体的には、例えば、先ほど申しました財務省の主計局からは「在宅勤務等の円滑化に資する旅費法に基づく財務大臣協議の手続きについて（留意事項）」を既に発出していただきまして、旅費法に基づく財務大臣協議について、法令上は押印や書面提出は必要とされていないにもかかわらず、依然として紙での提出が存在しているという実態を踏まえまして、あくまで、協議資料におきましては、押印省略も可能だし、電子媒体でできるし、あるいは、協議資料に添付する証憑類も写しを電子媒体で提出するというものでいいと、そういうことが可能であることを改めて周知をするということをやっております。

まさに長年の慣行の積み重ねが職員の意識や行動を知らず知らずに縛っていることに改めて気づかされるところでございまして、こういったアンコンシャスバイアスを変えてい

くためにも、こういった制度官庁からの呼びかけをやっていくということを考えております。

いずれにいたしましても、まずはこういった内部の手続でもございますが、小さなものからでも見直しをやって、実績や件数を重ねていく。そういうことで業務の中で押印や書面を目にする機会を減らしていくことが職員の意識を変えていくと考えております。まさにこういったことが変わることによりまして、ほかの場面でも、一般の行政手続でも押印や書面を見直すさらなる推進力になると考えております。各種の行政手続の書面あるいは押印・対面主義の見直しを側面から支援するという意味からも、こういった行政内部の手続の見直しに、我々として引き続き取り組んで参りたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方の説明につきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、村上専門委員、岩下代理、お願いいたします。それから、佐藤委員もお願いします。順番をお願いします。

○村上専門委員 村上です。

御説明をありがとうございます。取組が進んでいることは大変うれしく思います。

アプローチの仕方なのですけれども、先ほど前半で落合専門委員が言われたように、まずは印鑑証明書を伴わない押印は何の本人性も真正性も担保できないのだということをきちんと説明する必要があると思います。今日、私のところに、ある独立行政法人から委員就任依頼が来たのですが、承諾書の押印をやめてもいいかと言ったら、理由を言わずに絶対に押してくれと言うのですね。慣習がはびこってしまっています。三文判による押印は何の意味もないのだということをまずはきちんと説明した上で、eメールやチャットのやり取りのほうがよほど本人確認や真正性の担保ができるのだという代替手段をきちんと説明して、変えていくのがいいと思います。庁内であれば、グループウェアがあればグループウェアの稟議システムを使ってもいいです。代替案を示して、押印が省略できるかではなくて、原則押印は廃止した上で、他のこういう手段がありますよという説明のほうが進むと思います。政府が率先して進めれば、自治体や企業内も進むと思いますので、ぜひこの取組をもう一步加速する意味でも検討していただければと思います。

私からは、以上です。

○高橋（滋）座長 それでは、岩下代理、お願いいたします。

○岩下座長代理 かしこまりました。

ただいまの資料2-1についてコメントをさせていただきたいわけですが、大変長大な資料をおまとめくださいますと、また、各関係府省の方々に大変誠実にお答えいただいたと思っております。この中の評価が一部△のものが多少あるのはしょうがなく、多くのものが○であるというところは大変うれしく思いますし、印鑑を廃止するとか、あるいは、

書面を廃止すること自体が自己目的になるわけではなくて、それを踏まえて、今回であればコロナ対策、あるいは、さらに長い目で見れば行政事務の効率化を目標にうたうものだと思いますので、そういう議論の一つのきっかけになってくれればいいなと思っております。

今回の書面の資料のうち、私が気になりましたのが、先ほど事務局からも問題かと御発言がありました資料2-1の10ページ、厚生労働省さんの「⑤ 労働基準法に基づく就業規則、36協定等の届出」が×と×になっています。何となく気持ちは分かるのですよ。就業規則、36協定の事務は、以前、ちょっとやったことがあって、すごく堅いというか、真面目にやらなくてはいけない、とても大事な事務です。この中でなぜこれは判子が必要なのですかということを書いて理由を問うと、36協定は重要な労働条件を定める性格の届出であるからだとおっしゃるのですね。重要であることと判子が必要であることはあまり関係がない話なのですよ。でも、日本のまさに慣習として重要なことは紙で判子というのが何となくしみついてしまっているのです。こういう議論にどうもなっている。それが非常に象徴的に出ているものがこの10ページの記述なので、ぜひその考え方について一度議論をさせていただいたほうがいいかと思いました。

もちろん36協定なり就業規則の策定がずさんでいいはずはないわけであって、労働基準法に基づいてきちんと行った上で、それを労基署に対してこういう協定を結びましたということを出していただくのは非常に重要な事務なわけですが、今、東京労働局の36協定の書式を目の前で見ているのですけれども、ちゃんと印の書式があって、そこにわざわざ青い字で印鑑も必要ですと書いてあるのですね。押印をすることが、この書面の格を上げるというか、より確実な立派なものにするという意識がどうもあるのかなと。そういう気持ちがあると。例えば、36協定などは四半期ごとや毎月みたいに出すものですから、そうすると、労基署との間で山のような書面のやり取りが行われるわけですね。こんなものは電子化してしまえばいいではないかという感じがするのですけれども、こんな大事なお話は紙で判子でという話になりやすい。

ぜひ、その考え方を、今回の議論をきっかけに変えていただけないかと。大事なことからちゃんとやりましょうと。ちゃんとやるのだけれども、判子を押すというのも一つの方法だけれども、電子的にもちゃんとできるし、別にデジタル署名や電子証明書とかでなくたってちゃんとした電子化された行政事務はあるので、それを使うことで十分ではないかと。もし今の簡易な方法でやるにしても、ちゃんと事務をやった上で判子なくPDFファイルで提出していただければ、それでちゃんと提出したことに当然なるのだから、後々、それがもし偽造であれば、それ自体が犯罪ですので、そういうことにならないのだということをおっしゃるに納得していただくことが大事だと思います。

そういう意味では、そういうことをずっと議論してきたのですが、なかなか人々の慣習は変わらないのです。今回のコロナの災いを転じて福となすというか、一つの見直しのきっかけにしていけると特によいのではないかと考えます。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今、岩下委員からも御指摘があったとおり、目についたのが10ページの労働基準法に基づく就労規則のところでありまして、先ほどの就労証明書もそうですけれども、判子がないと信頼性が高まらないという現場での思いがあるのかなという気がします。この辺りは、判子を押すこと自体は儀式になっていると思うのですね。そこの辺りは、業務の在り方も含めて、現場に判子が本当は信頼性と直結するものではないことは、むしろ明確にまさに通知したほうがよいと思いました。

私が気になったところでは、隣の11ページなのですけれども、飲食店の営業許可という話が全部×になっているのですが、これは基本的には国がとにかく基本的な対応方針を示すということで、これは自治体がやっている仕事だからだと思うのですけれども、もしそうだとすれば、早い段階で、国として、印鑑が要らないのかどうか、あるいは、オンラインの申請で構わないのかどうかということ、ちゃんとガイドラインを作って、方針を定めて、自治体に周知徹底することが必要かと思いました。

気になったのは、上の⑦で、介護文書のところは全部○になって非常にありがたいのですが、私は厚労省の介護保険部会にいますのですけれども、現場では、自治体が相変わらずいろいろな書面とか何とかでいろいろとうるさいみたいなのです。制度としては○になっている、つまり、オーケー、判子がなくてもいいよという話になっていても、本当に現場がそういうふうに対応しているのかどうかというところは注視したほうがいいのかと思います。

最後になりますけれども、ちょっと戻っていただいて、6ページで総務省さんの住民税特別徴収通知書ですけれども、市町村のシステマ的な対応が必要であると、これもよく分かるのですけれども、地方のことは対応いただいたほうがよろしいと思うので、今年対応できないからやらなくていいよとなると、ずっと対応が進まないと思いますので、今回の印鑑をやめるというのは別にコロナのためだけにやめるのではなくて、これを契機に我々のいろいろな慣行をやめるということです。オンラインもそうです。書面に代えてオンラインに切り替えるというデジタルガバメントの一環なので、別に今年できなければやらなくていいという話ではないので、この辺は早急に対応を求めていくべきだと思います。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

今の御指摘は最後にまとめてみたいと思います。

それでは、今のお三方、竹内委員、大橋先生、武井委員という形でお願いしたいと思います。

○竹内委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

私は、こちらのデジタルガバメントワーキングのメンバーではございませんけれども、今日は参加させていただきました。大分御検討を進めていただいているということでありがたく拝聴したのですけれども、先ほどの資料2-1、皆様に10ページのところを御指摘いただいているとおり、一つ、優先すべき順位として、デイリーに出る業務は優先的に扱っていただくほうがよろしいかと。労働時間の管理とかの業務はまさにデイリーあるいはマンスリーに発生するものかと思ひまして、緊急性が非常に高いのではないかと思います。そういう資格更新といったものは、多分あったとしても年に1回といったところだと思います。労働時間管理的なものほかに例があるかと思って見ていたのですけれども、私が気になったのはその部分だけだったのです。そちらについては、優先的に、また、強めに指示を出していただきたいというのが1点でございます。

もう一点、バイアスのところ、意識のところも含めてやっていきたいとおっしゃっていただいて、本当にありがたいなと。お役所の中に通達を出していただいても、お役所から委託で出されている行政法人さんといったところから、私も、今、手元に1通委員就任承諾書を送り返せというレターパックが来ておりまして、1枚の紙ぺらを送るのにレターパックの520円のものを送られてきて、いろいろな意味でもったいないなと思ひながら、これを送らなければいけないのかなと思ひているのです。先ほどの議論でも出ましたとおり、押印とか書面がなくてもいいよではなくて、不要であるという強い言い方でぜひ出していただきたいということが1点でございます。

もう一点が、先ほど武井先生からも御指摘がございましたけれども、自治体でございますね。自治体に対してどういう形で波及させていくかということが非常に大きな話であらうかと思います。東京都が非常事態宣言を出すアナウンスをしているまさにその中で、エネルギー料金の請求書を届けなければいけないということで押印した請求書を届けている事業者さんがいるという、笑い話にもならないようなことが起こっております。そういった自治体さんにどうやってデジタル化を進めていただくかは、確かに地方自治の考え方もあらうかと思いますけれども、ここは国が強いリーダーシップを示すべきだと思いますので、ぜひ自治体に対しても強い形で、ある意味、リードを示すと。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 ありがとうございます。

大橋委員、どうぞお願いします。

○大橋委員 手短にですけれども、まず、経済4団体の個別の要望を踏まえて、行革推進本部がしっかり面的に広げている形は非常にいい形だと思ひて伺っていました。

2点あるのですが、1つは細かい点なのですけれども、書面の話で、オンラインを認めながら、最終的に原本を郵送しろというケースが結構あるのではないかと思うのです。それはオンラインに入らないということで扱われているのか。細かいですけれども、そういうことは結構プラクティスとしてあるのではないかと思うのと、できれば、押印・書面を求める場合に理由を提出しろと、基準となる点を押印・書面は必要としないのだという

ころにしっかり持っていくことが重要かと思ひまして、今後、もしかして行革推進本部がやられるのかもしれませんが、そういうところにちょっと基点を変えていただくというところをぜひ目指すべきなのかなと、お伺いして思ひました。

ありがとうございます。

○高橋（滋）座長 それでは、武井委員、お願いいたします。

○武井委員 ありがとうございます。

皆さんのおっしゃっていることとほぼかぶるのですけれども、今回の資料2-1を見ておりまして、まさに大変よく前に進んでるなと思ひます。事務局さんにもこの2~3週間でとても頑張っていたいでいて、また内容的にすごくうまくまとめたいただいたものがこの5月22日付けの参考資料だと思ひます。各省庁さんの中でも、かなり前向きに読んでいただいたところと、先ほどの10ページの厚労省さんの就業規則などもそうなのですけれども、まだ趣旨が伝わっていないなというところがややばらけている状況なのかと思ひます。そういう観点から、ベスプラの共有ということで、5月22日のペーパーの特に3ページから6ページにかけて、注2、注3とかで、代替措置であるとか、何で押印が必要なのか、押印が要らないときには代わりにこういうことを、という事項はもっと横展開すべきだと思ひます。また今回のレスポンスがまだのところに関しては、もう一度改めて伝えながら、この代替措置をやってもなお押印が何で必要なのですかということも議論する。先ほど大橋先生がおっしゃったとおり、説明責任は逆に押印を求める側にあるということだと思ひますので、原則と例外をひっくり返し、かつ、代替措置をやってもなおかつまだ押印が必要だというのが本当にあるのですかということも詰めて議論していくことで、なくすべき押印はなくしていくべきということかと思ひます。

資料2-1の関係で、○となっているところもあるのですけれども、さっきの2-1の3ページ、就労証明書などは書面で○となっています。内閣府さんとしてはよくやられているということかと思ひますけれども、ただ先ほどのお話のとおり、まだ足りない部分がある、地方公共団体への展開をやっていかなければいけないという部分があるわけで、○となっているところであっても本当に○かと思う部分も幾つかあるかと思ひますので、そこは注視すべきかと思ひます。

6ページの法務省の関係の「② 会社登記の完全電子化」は、商業登記という意味で「会社登記」と書かれているのだと思ひますけれども、商業登記などはまだ足りない点があるのだと思うので、この点はまだ見直していくべきところかと思ひます。

最後に、少し先の話で申し訳ないのですけれども、今、先ほどの就労証明書での議論みたいに、根拠がなくてもこれだけ苦労しているときがあるわけですから、政省令のような根拠があるものについて、大変かもしれませんが、政省令レベルを直していくことも同時並行で各役所にやっていっていただくぐらいにさせていただければと思ひます。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

いろいろ積極的な御意見をありがとうございました。

幾つかありますが、まず、10ページを中心にして、これはひどいのではないかという話があります。

これは、事務局でもう一回詰めていただくということによろしいのでしょうか。大野さん、いかがでしょうか。

○大野参事官 可能な範囲で、事務局としても、詰めさせていただきたいと思っております。事務局としても、不十分なものについては、個別に御相談といいますか、各省と当たりたいと考えております。

○高橋（滋）座長 ここは直してもらう部分は直してもらうということで、しっかり作業して頂くということだと思います。

押印の原本まで要求しているものについては本当にオンラインではないのではないかという話は、事務局でも詰めてもらうということでしょうか。

○大野参事官 法令上押印が必要となっているものにつきまして、緊急対応としてまずはオンラインでやることとする、ただし、事後的に原本の送付を認めるということについては、緊急対応としてはとりあえずありだと思っております。

ただ、こういったものにつきまして、制度的対応として本当に押印が必要なのかということ、あるいは、電子的に送ることができないのかといったことについて、検討を進めていく必要があると考えております。

○高橋（滋）座長 そういう方針で進めるという御説明をいただいたということですね。

最後、自治体関係ですが、先の子子本部の話もそうなのですが、要らないということについては明確なガイドラインを出していただくということによろしいのですよね。

事務局、いかがでしょうか。

○大野参事官 基本的には、先ほどの食品衛生法の関係もそうですけれども、事業を持っている法令所管府省が責任を持ってそういったガイドラインなりを出して、指導というのはいちよと言葉が悪いですけども、市町村に対しても押印は不要であることについて周知徹底していただくことかと思っております。

○高橋（滋）座長 そのときに、できますというのではなくて、緊急対応であれば、コロナの関係からやってくれというところは、事務局からも各府省に言ってください。

これは行革本部にお願いなのですが、行政内部事務だと、自治体は自分の事務で、実際にそうなのですが、行革本部としても、国がこうやっていますから自治体の事務についてもこうやるのが世の中の関係から望まれていますということは、おっしゃっていただける可能性はあるのでしょうか。そこを行革本部にお聞きしたいと思います。

○阪本行政改革推進本部事務局次長 行革でございます。

まさにそういうことを求める声も我々も承っております。どこまで言えるか分かりませんが、少なくともこういった事例ができるよということは、それは少なくとも自治体にとっても有効な話になるのではないかと思いますので、そういった事例提供などで後



押ししていくことも含めて、それも検討させてください。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

大体御発言いただいて、御発言内容については答えられたのではないかと思います。何か特に最後にということがあれば御発言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

手が挙がっていますが、落合専門委員ですか。

○落合専門委員 先ほど挙げておりました。

そうしましたら、デジタルガバメントのワーキングに最初から参加させていただいている者ではないのですけれども、私も何点かコメントをさせていただければと思います。

1点目は、頂いた資料の中の4ページの警察とか、8ページの文科省の関係で、システムを準備しているという話が出ています。システムを整備するのが大事なこともあります。しかし、システムを作る必要があること自体が、今やらないことの理由になることもありますので、今後システムをすることでよいということにせず、今できることは本当になのかという観点で見ていくことが大事だと思っています。

2点目なのですが、この経済4団体の中の団体に話を聞いてみたところ、今回の議論は必ずしも途中経過が分からず、追加してどういうことをさらに言っていっていいのかがなかなか分からなかったという話を聞いたことがありました。中には、コロナの時期でも違う要望が出てきたとか、そういう話もあったりはするようですので、できることに限度はあるのかもしれませんが、できる限り経過をオープンにしたり、また、今後追加でさらに要望があるかもしれないということも考慮して、追加の問題も拾っていけるようにしていただけるといいと思っています。

押印の点については、村上専門委員などにもおっしゃっていただきましたけれども、そもそも原則として意味がないような押印をしている場合が多いと思います。押印を何かに置き換えるというのではなくて、そもそも押印が必要という場合が非常に多くあると思っています。成長戦略ワーキング・グループでも、例えば、本人確認とかの手段が押印することの意味ではないかといった議論などもしておりますので、結局は本人確認としてどれだけちゃんとやっていくかを考えることが必要だと思っています。そういうときに、今ですと、地面師のような事例などで、印鑑証明だったり印影とかを偽造されてしまうこともあるので、本当に実印と印鑑証明が一番安全ですという時代では逆にないと思っています。こういうものも踏まえて、本当に必要なものは、高いセキュリティーというか、高度な認証が必要なものもあるとは思いますが、押印が必ず一番よい仕組みなのだという時代ではないことも踏まえて御検討いただけるといいのかなと思います。

最後に、座長もおっしゃられていたような、自治体とかの職員が本当に自分たちが何をやらないといけないのかというのを必ずしも御理解いただいていない場合も多いのかなと思っています。何となく言われたからその場しのぎでやっていると思われると、現場の人たちもこれは真面目に取り組まないといけない課題なのだと認識できず、なかなか推進力

も働かないということもあるかとは思いますが。このため、できる限り、このデジタル化を進めていく、押印や対面を省略していくことが本当に時代に要請されていることなのだということが分かるような形で、できる限り、繰り返し発信をしていったり、研修などをされる時にもそういうものを内容に入れていったりもしていただければと思っています。

多くなりましたが、以上です。すみません。

○高橋（滋）座長 それでは、高橋議長代理、お願いいたします。

○高橋（進）議長代理 今回、経済4団体からの要請を受けてという形で物事が進んでいて、そういう意味では、企業の問題意識は十分に酌み上げられたと思うのですがけれども、一方で、議論のプロセスでマイナメンバーのことも出ました。個人がどう感じているか、あるいは、その個人の要望を集約しなくていいのだろうかというところはまだあるのではないかと思います。

そういう意味で、今後どうしていくかというときに、企業だけではなくて個人の要望もある程度集約しながら、書面、押印、対面のことを考えていくというプロセスも必要なのかどうか、その辺も含めて議論しないといけないということを感じています。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

経済団体の要請については、一通り再要請もしたという次第です。今後はどのように作業を進めていくかという点については方針が出されております。その方針をもう少し肉づけする。今おっしゃっていただいたようなことも事務局としては肉づけして検討していただければありがたいと思います。そういう方向でよろしくお願いいたします。

時間も参りました。本日予定された議題はこのぐらいになります。

本件につきましては、本日の議論を踏まえて、本会議においても議論される予定でございます。

事務局においては、本日の議論も踏まえて、各省にさらなる取組を求めるに当たって必要な対応をお願いしたいと思います。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○大野参事官 次回の会議日時につきましては、後日、事務局から改めて御連絡いたします。

○高橋（滋）座長 それでは、会議を終了いたします。

北村大臣におかれましても、こちらで御退席されます。どうもありがとうございました。

○北村大臣 どうもありがとうございました。

今後ともよろしく申し上げます。